

埼玉工業大学公的研究費不正防止計画

埼玉工業大学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」による公的研究資金等の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
機関内の責任体系の明確化	周知不足により研究費の管理および執行に対して責任が曖昧になるおそれがある。	学内外の研究費の責任体系を明確にする。
ルールの明確化・統一化	研究費の使用ルールとその運用が乖離するおそれがある。	使用マニュアルの作成や説明会を開催し変更点などの周知を徹底する。
コンプライアンス(法令遵守)の徹底	法令遵守意識の低下	公的研究費の不正防止等のため、法令および学内諸規程の内容について、周知徹底を図るためのコンプライアンス研修会を開催する。
物品検収	物品の調達については、不正使用が発生しやすいので牽制体制が必要。	納品検収は必ず検収室担当者が実施する。
謝金等実態の把握	支払にあたっては勤務管理、税金の問題等があることから適正な運用をおこなうためには事前に情報が必要となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の申請を原則とし、打合せをおこなうことにより、詳細の確認準備をおこなう。 ・ 勤務状況については厳正に事実を確認する。
旅費の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他業務との重複 ・ 業務の適正性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の計画、具体的な目的を事前に確認。 ・ 精算あたっては証拠書類の提出を求める。
予算執行状況の把握	予算執行が年度末に集中する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行状況を定期的の確認 ・ 今後の計画についての確認
相談窓口	研究者の誤った理解、判断にもとづく研究費の使用	教育研究支援課・法人本部管財課を相談窓口とし適正使用のための指導・助言を行う。
通報窓口	学内外から通報を受ける窓口がない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究支援課を通報窓口とする。 ・ 不正リスクの早期発見を図る。
定期的なモニタリングの実施	不正防止計画を適正におこなう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回実施 ・ 制度・運用の見直し等をおこなう。
内部監査の実施	内部監査の認識が薄い	<p>公的研究費の適正な管理のため、埼玉工業大学公的研究費内部監査規程に基づき、内部監査室は公正かつ的確なモニタリング及び内部監査を実施する。</p> <p>内部監査の結果は、関係部署へ周知を行うとともに不正防止計画に反映させる。内部監査室は監事等と意見交換を行い、内部監査の質の向上に努める。</p>